平成２１年（フ）第１５４８号
横浜市中区石川町２丁目82番地
債務者　岩田　保弘
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７９４号
神奈川県綾瀬市厚木基地内海上自衛隊　61ＦＳ
債務者　小林　広宣
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８９７号
横浜市鶴見区生麦４丁目14番７―905号
債務者　佐々木清人
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３３号
香川県丸亀市飯山町西坂元361番地６
債務者　片山　　正
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月８日午前11時30分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第４４６号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺2438番地16大喜コーポ103号室、住民票上の住所栃木県那須郡那珂川町小砂2989番地21
債務者　島田　一也
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４７５号
岡山市中区山崎384番地４
債務者　山本　太郎
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８５号
岡山市南区箕島1037番地１　レオパレスパール206号室
債務者　吉本　博夫
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４８９号
岡山市北区大元２丁目３番１号　みあきコーポ301号
債務者　河島　　睦
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４９５号
岡山県倉敷市児島小川10丁目11番２―302号
債務者　中西　　靖
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０４号
岡山県倉敷市児島稗田町508番地20
債務者　木下　美枝
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１６号
岡山県倉敷市串田329番地１　串田ハイツＢ―201
債務者　河野　道紀
1　決定年月日時　平成21年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３１号
栃木県栃木市沼和田町25番24号
債務者　吉葉　則行
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１８６９号
神奈川県綾瀬市早川1345番地６　センチュリー綾瀬103
債務者　吉永　　守
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６２７号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目７番地の８　湘南台ハイツ205号
債務者　杉崎　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７号
島根県江津市松川町市村87番地
債務者　奥田　松司
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部